

化学物質管理政策の最近の動向と 今後の方向性について（総論）

平成 3 0 年 1 月

WSSD 2020年目標(Goal)について

○化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で
使用、生産されることを2020年までに達成することを目指すとの目標(Goal)。

※「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す」

○ 2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(World Summit on Sustainable Development)」で合意された。



国内の目標(Goal)

○約28,000の既存化学物質について「リスクを最小化」することを目指す。

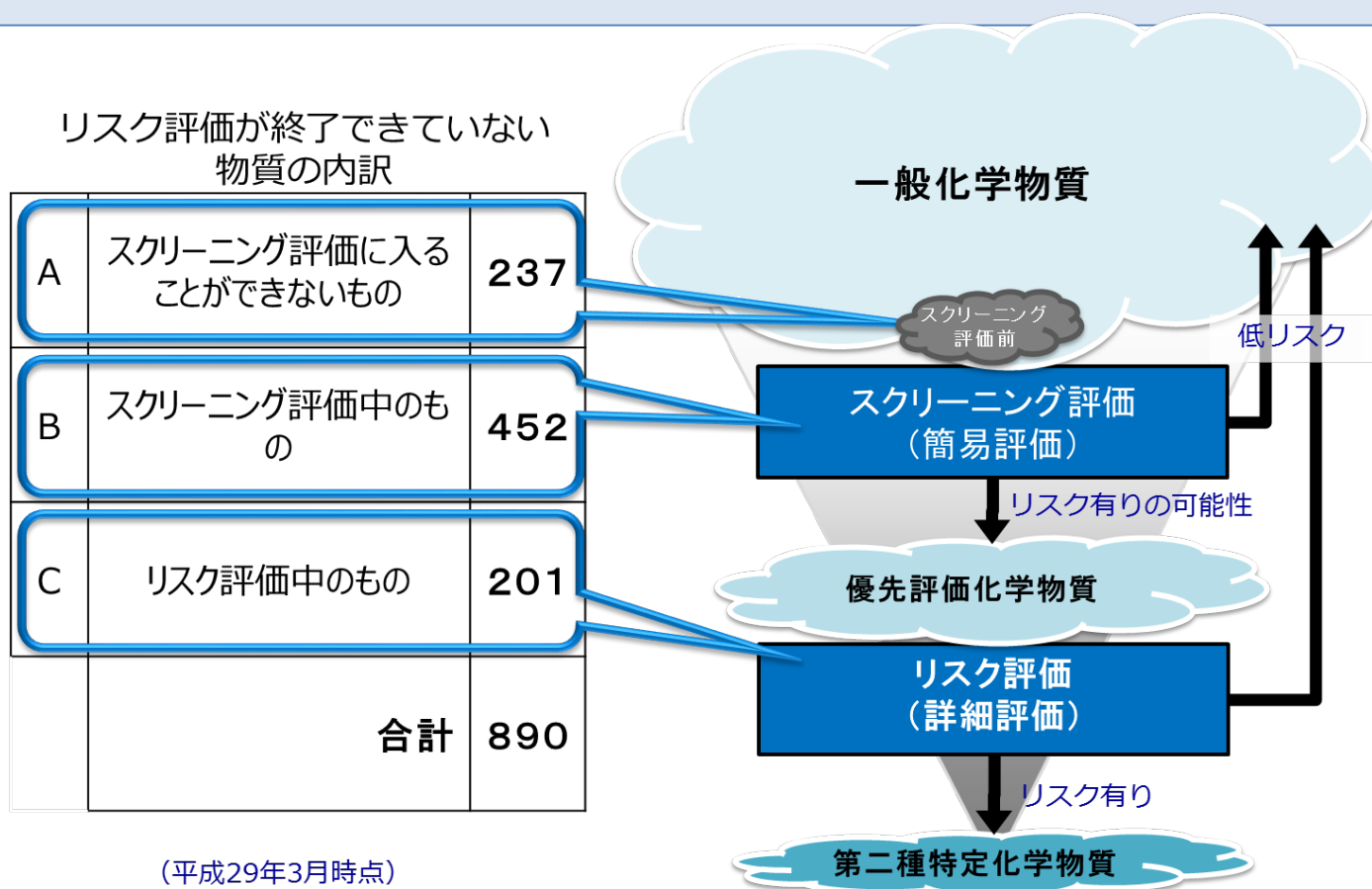
○具体的には、著しいリスクがあると認められる優先評価化学物質を特定するためのリスク評価を行い、著しいリスクがあると判明したものを第二種特定化学物質に指定することを目指している。

WSSD2020年目標(Goal)の達成状況

○既存化学物質の96%以上（約27,000物質）は、リスクが十分に小さい旨判明済。

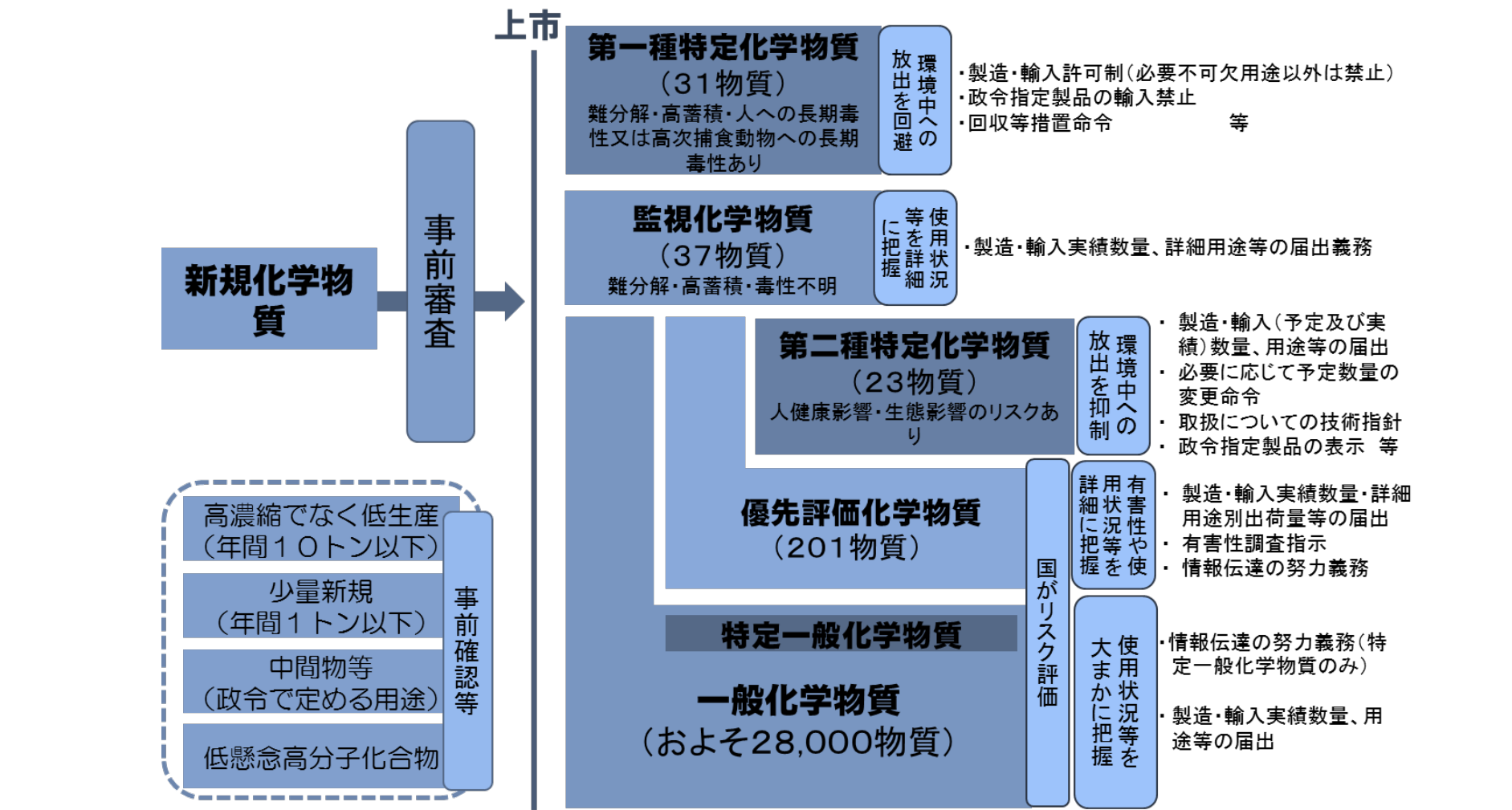
○下図A～Cの3種類の合計約890物質（※）については、リスク評価が終了できていないため、評価の加速化を進める。

※物質の数え方や毎年環境排出量により変動するもの。



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の体系

○化学物質の製造・輸入に関する上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止するもの。



※物質数は平成29年4月1日時点のもの

化審法改正の概要と施行準備

1. 審査特例制度における全国数量上限の見直し＜平成31年1月施行＞

○用途別の排出係数を用いたリスク評価手法の確立を踏まえ、全国総量上限を、環境排出量換算の基準に見直す。

[排出係数の例：芳香剤：1. 0、液晶パネル：0. 0012]

＜現行制度＞

＜新たな制度＞

特例制度	全国総量上限
少量新規制度	1トン（製造・輸入数量）
低生産量新規制度	10トン（製造・輸入数量）

全国総量上限
1トン（環境排出量換算）
10トン（環境排出量換算）

※新制度施行を契機に、手続の電子化と業務のビジネス・プロセス・リエンジニアリングを抜本的に行う。

2. 毒性が特に強い新規化学物質の管理の見直し＜平成30年4月施行＞

○新規の化学物質の審査において一般化学物質に該当するとされた化学物質のうち、毒性が強いものについては、国がその旨を通知する。

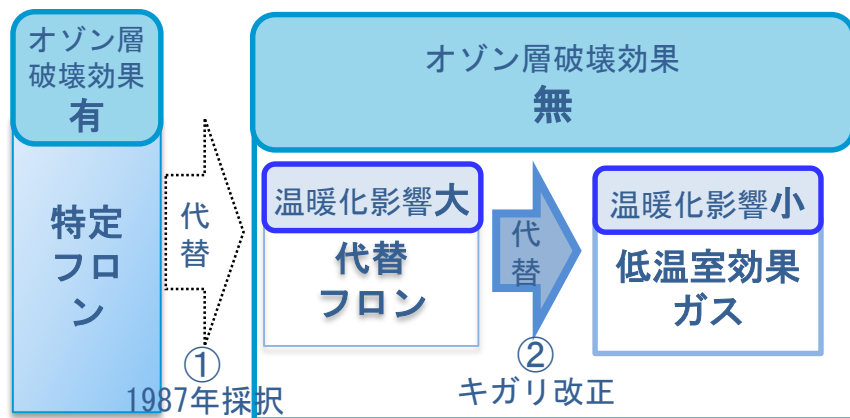
○取扱事業者に対し、譲渡等における情報提供の努力義務を課すとともに、主務大臣による当該事業者に対する取扱方法に係る指導及び助言の権限を創設する。

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」改正

○「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（1987年採択）において、オゾン層を破壊する特定フロンの生産・消費量の削減義務が課せられており、国内担保措置として、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」において特定フロンを規制することにより、オゾン層を破壊する効果がない代替フロンへの転換が進められてきた。

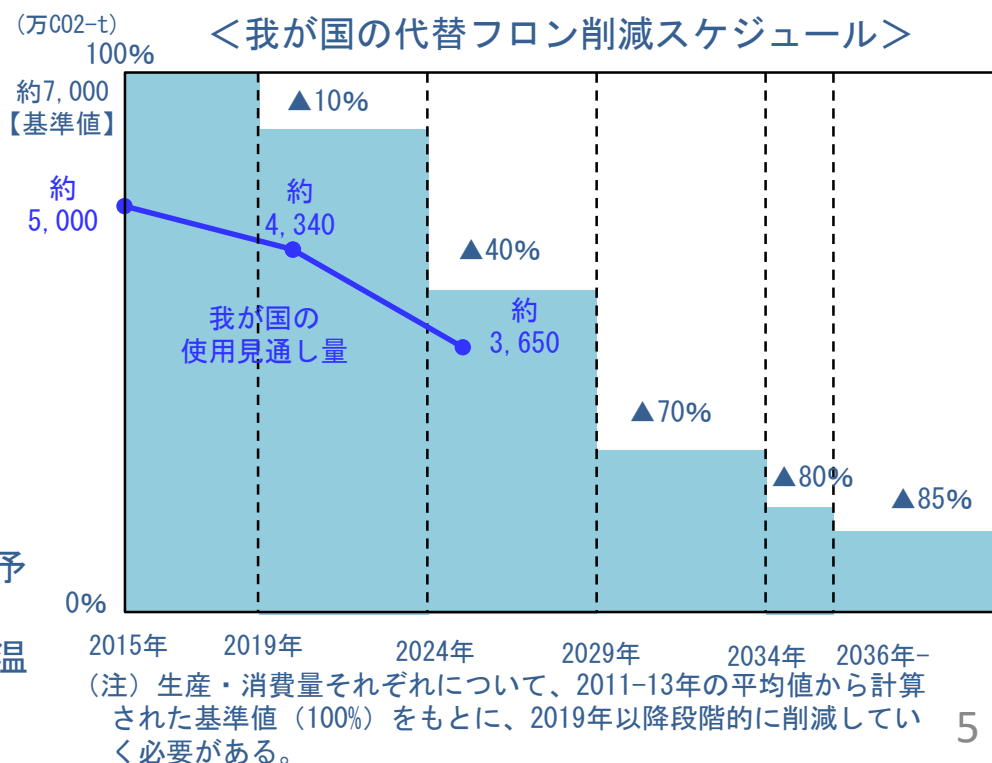
○2016年10月のモントリオール議定書の改正（キガリ改正）により、代替フロンについても、地球温暖化に影響を与えるという観点から、生産・消費量の削減義務が課されることとなった。

＜低温室効果ガスへの転換＞



- ① 特定フロンは現行の議定書に基づき2020年に全廃予定。我が国では、代替フロンへの転換はほぼ終了。
- ② 今後、キガリ改正により、代替フロンからさらに温室効果の低い物質への転換が必要となる。

＜我が国の代替フロン削減スケジュール＞



「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」改正の方向性（案）

○産構審・中環審合同会議において、キガリ改正の国内担保を行うため、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（オゾン層保護法）改正の方向性について、報告書を取りまとめ（10月31日）。【別添①】

○具体的には、キガリ改正に基づく代替フロンの生産・消費量の削減義務を履行するため、同法の規制対象に、代替フロンを追加する予定。

＜追加措置の概要＞

○経済産業大臣は、議定書に基づき、我が国が遵守すべき代替フロンの生産・消費量の限度を定めて公表する。

○代替フロンの製造及び輸入について、以下の規制措置を講ずる。

- ・代替フロンを製造しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととする。
- ・代替フロンを輸入しようとする者は、外為法の規定に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととする。

○併せて、9月14日の合同会議では、フロン排出抑制法の規制対象であるフロン類の使用時及び廃棄時（いわゆる中下流部分）に係るフォローアップを開始。実効性ある冷媒回収率の向上策を検討するべく、環境省とともにデータに基づく要因分析を進めていく予定。【別添②】

化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要

【目的】

事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。

【指針（※）】※指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。



- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質(462物質)が対象。

<対象事業者>

- 対象業種: 政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数: 常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等: 第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上(特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上)ある事業所を有する事業者等



- 有害性のおそれのある化学物質及び 当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質(462物質)及び第二種指定化学物質(100物質)が対象。

<対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上(特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上)含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者が対象。

化管法の見直し

見直しの経緯

- 本法律の施行日である平成12年3月30日から7年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨法律に記載されていた。

→平成20年度の見直し検討の結果、対象物質の見直し、対象業種の追加が行われた。

→規制の一定期間経過後見直し基準（法令見直し期間5年）に基づき、平成25年度に見直しを実施（結果として、制度改正は実施せず）。



今後の化管法の見直し

- 前回の見直しから更に法令見直し期間5年が経過することから、必要な見直しの要否及びその内容について、制度及び物質選定についての検討を行う予定。

（スケジュール）

～平成30年3月 各省検討

平成30年春～夏 経済産業省・環境省合同検討会（委託事業で実施）

平成30年秋以降 経済産業省・環境省2省合同審議会（制度見直し関係）

厚生労働省・経済産業省・環境省3省合同審議会（物質選定関係）

水銀汚染防止法の背景と概要

水銀汚染防止法: 水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置を講ずる。

背景

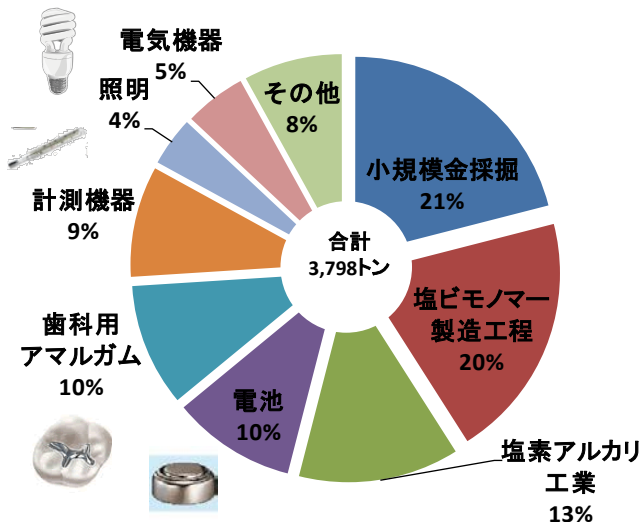
世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、2010年から条約作成のための政府間交渉を開始

我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議（於：熊本市、水俣市）において、水銀に関する水俣条約の採択（2013年10月）

水俣病を経験した我が国として、同条約を早期に締結するとともに追加的措置を講じ、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要（条約発効日：2017年8月16日）

世界の水銀需要

出典：UNEP Technical Background Report to the Global Atmospheric Mercury Assessment (2008)

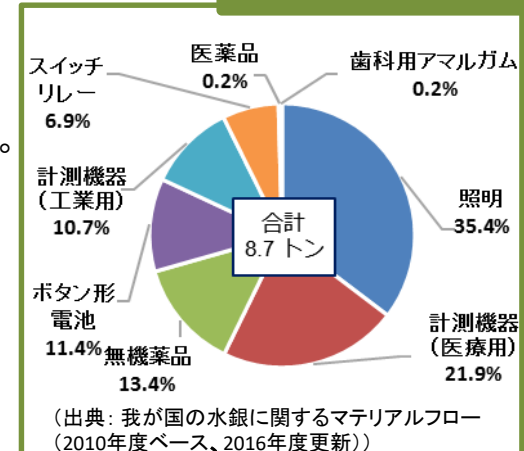


法律の概要

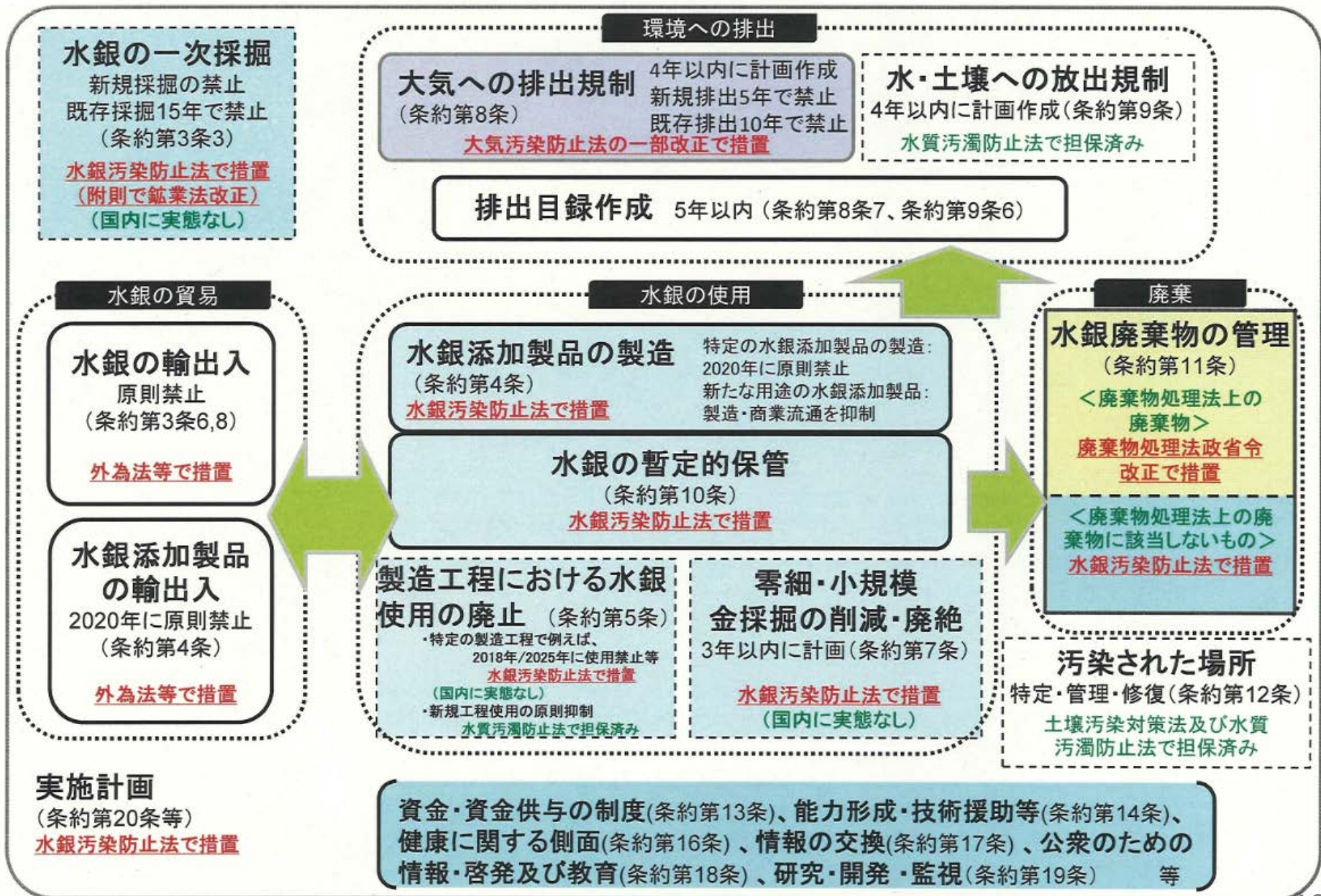
- (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。
- (2) 水銀鉱の掘採を禁止する。
- (3) 特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。
- (4) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。
- (5) 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。
- (6) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。
- (7) 水銀含有再生資源（条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。）の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。
- (8) その他罰則等所要の整備を行う。

※施行期日：我が国について条約が効力を生ずる日（2017年8月16日）（(3)の一部は、別途政令で定める日）

日本における水銀需要



<参考> 水銀に関する水俣条約と国内担保法



水銀に関する水俣条約と国内施行のスケジュール

＜水俣条約＞

【目的】 水銀及び水銀化合物の人為的な排出・放出から人の健康及び環境を保護する。

2017年5月18日に50番目の国が締結 ⇒ 90日後の2017年8月16日に条約発効

日本は2016年2月2日に締結、2017年6月23日公布

2017年9月24-29日ジュネーブで第1回締約国会議を開催



＜国内施行（水銀法・外為法）：経済産業省関連の水銀規制＞

2016年9月15日

水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドラインを公表【別添③】

2017年10月16日

「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」を策定・公表（12府省）【別添④】
・・・産構審製造産業分科会において審議

2018年1月1日

特定水銀使用製品の規制を開始（製造・組込・輸出入の禁止） 等

第1陣《2018年1月1日規制開始》 水銀電池（特定のものを除く）、特定の一般照明用蛍光ランプ、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ・外部電極蛍光ランプのうち特定のもの、化粧品、防除用薬剤（特定のものを除く）

第2陣《2020年12月31日規制開始》 ボタン形アルカリマンガン電池、水銀スイッチ・リレー、一般照明用高圧水銀ランプ、マーキュロクロム液、非電気式の気圧計・湿度計（特定のものを除く）・圧力計（特定のものを除く）・温度計（特定のものを除く）・血圧計

化学兵器禁止法の施行状況

○1997年に発効した「化学兵器禁止条約」の柱の一つである、化学兵器不拡散のための産業検証制度及びその国内実施法の「化学兵器禁止法」に基づき、特定の化学物質を製造する事業所※の情報を化学兵器禁止機関（OPCW：本部ハーグ）に申告。事業所の申告内容が正しいか確認するためのOPCWの検査に年20回以上立会い。関連物質の輸出入についても、審査・申告を実施。

○OPCWによる検査は、OPCWの検査官が実際に事業所を訪問して行われ、経済産業省本省・局、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）が検査に立ち会い、その円滑な遂行に協力している。

○OPCWの産業検証制度の運用見直しを含む議論にも適切に対応。

※我が国は全世界の約1割の数（約450）の事業所を申告。中・米・印に次ぐ数。

＜OPCWに対する我が国の貢献＞

- ・ 世界第2位の拠出金[約640万ユーロ(2017年)]を提供
- ・ 当省は、化学物質のデータベース構築等の協力
- ・ 毎年、事業者の協力を得て、化学物質管理に関してアジア諸国の研修生を受入れ。昨年末はインドネシアにおいて産業検証に関するセミナーを開催

※2013年10月11日、OPCWは化学兵器の廃絶への努力が評価され、ノーベル平和賞を受賞



化学物質規制のアジアへの拡大

2000年以降、アジア各国において化学物質規制の強化が進展。

2000-2007年

2008年

2009年

2010年

2011年

2012年

2013年

2014年

2015年

2016年

ELV指令

RoHS指令

(電気電子製品、
6物質の含有規制)

RoHS II 指令

(CFマーク制度)

(下記は法令の一部)
(6物質から10物質に規制拡大)

REACH規則

15

30

38

46

53

73

84

138

144

151

155

161

163

168

173

(既存・新規の区別無く登録・リスク評価。製品含有SVHC規制強化) ●=SVHCの数

包装材指令

化粧品規則

殺生物剤規則

欧州

アジア

中国RoHS

(電気電子製品表示規制)

中国環境管理弁法

(新規化学品)

未施行

中国RoHS II

2015年より
段階的に施行

韓国化評法

韓国RoHS

2014年12月

台湾改正毒化物法

マレーシアCLASS2013

2015年1月

ミャンマー有害防止法

台湾職業安全
衛生法

ラオス化学品管
理合意文書

ベトナム化学品法

ベトナムRoHS

2015年2月

タイ有害物質
法工業省告示

タイRoHS

インドRoHS

米国

カリフォルニア州
グリーンケミストリー法

(消費者製品全般)

2016年6月

改正TSCA

アジアにおける化学物質管理制度の相互調和の推進

【目的】 アジアにおける化学物質管理制度の相互調和の推進

- ・ 我が国企業のサプライチェーンはアジアワイドに拡大
- ・ 有害性情報をアジア域内で共同で収集し、共通基盤化するとともに、各国制度を調和させることによって、効果的な化学物質管理を実現

＜最近の取組＞

(1) ベトナム:

第6回日越化学物質管理に係る政策対話を実施:平成29年12月
我が国の化学物質管理規制運用のノウハウの移行のため、化学物質管理局に対する化学物質データベース整備を支援中。

(2) タイ:

化学物質データベースに関して商業省との意見交換:平成29年11月

(3) 韓国:

韓国化学物質管理協会との意見交換(NITEとの連携):平成29年9月

製品含有化学物質管理の国際動向

- 製品含有化学物質規制が各国・地域で強化されている中、企業が効率的に対応するためには、共通フォーマットが有効。
- 2015年10月からchemSHERPAの運用が開始がされてきているが、フォーマットの統合と普及拡大を更に進めていくことが課題となっている。

世界の主な製品含有化学物質規制



※代表的な規制はRoHS:

【目的】廃棄物処理（埋立て、焼却処分）での有害物質による被害を防ぐ

【概要】電気・電子製品について、特定の物質を一定以上含有させない

EUは下記物質を規制：カドミウム：0.01重量%、鉛、水銀、六価クロム、PBB、PBDE、特定フタル酸エステル4種：0.1重量%

製品含有化学物質の情報伝達スキームの統合

▼2001年発足

JGPSSI

グリーン調達調査共通化推進協議会

▼2003年
JGPSSIツール
運用開始

JGPSSIツール

▼2013年
ツールの最終
バージョン

統合

新情報伝達
スキームの
検討・開発
(2013-2014)

▼2015年
運用開始

▼2018年
本格運用

chemSHERPA

chemSHERPA
への移行期間

▲2018年1月
ツールの最終
バージョン

▼2006年発足

JAMP

アーティクルマネジメント推進協議会

▼2009年
JAMPツール
運用開始

JAMPツール

▼2011年発行

▼2019年
改訂

IEC62474

電気・電子業界及びその製品に関するマテリアルデklarレーションの国際規格

2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

さらに、平成29年度経産省委託事業(委託先:みずほ情報総研)としてchemSHERPAの中期戦略の検討会を実施中であり、年度末までに報告書を取りまとめ今後の活動に活かしていく予定。